



2022年7月29日

各 位

会 社 名 株式会社デンソー
代表者名 取締役社長 有馬 浩二
(コード番号 6902 東証プライム市場・名証プレミアム市場)
問合せ先 経理部長 篠田 吉正
(TEL. 0566 - 63 - 2120)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は成長に向けた事業投資を行うとともに、株主の皆様への利益の還元を重視しており、企業価値の持続的な向上と株主還元の拡充を経営上重要な政策の一つとして位置付けております。

当社では資本コストを意識した経営を行っており、安全性と効率性のバランスを確保した上で、積極的な株主還元を実行し、最適な資本構成を実現することで、資本コストの低減、企業価値の向上を図る方針としております。

自己株式の取得につきましては、上記方針の中で、資本構成や株価動向を考慮しながら機動的に実施することとしており、本日公表の本公開買付け及び自己株式の市場買付けについても、長期的な事業計画に基づき、目標資本構成・理論株価との比較から取得規模や時期を検討の上、決定しております。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 16,000,000 株（上限）
（2022年3月31日時点の発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 2.10%（小数点以下第三位を四捨五入）） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 100,000 百万円（上限） |
| (4) 取得期間 | 2022年8月1日～2022年12月31日 |
| (5) 取得方法 | 取得し得る株式の総数のうち 10,000,000 株については、下記「II. 自己株式の公開買付け」に記載の本公開買付けにおける買付予定数としており、本公開買付けによる取得を予定しております。取得し得る株式の総数のうち、本公開買付けにおいて取得されなかった株式については、市場買付けの方法により取得することを予定しております。 |

II. 自己株式の公開買付け

1. 買付け等の目的

当社は、株主への一層の利益還元と資本効率の向上を行うため、様々な選択肢を検討しておりましたが、当社普通株式の流動性を損ねることなく比較的短期間に相当規模の自己株式の取得が可能であるという観点から、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ自動車」といいます。）、トヨタ車体株式会社（以下「トヨタ車体」といいます。）及びトヨタ自動車東日本株式会社（以下「トヨタ自動車東日本」といい、トヨタ自動車、トヨタ車体及びトヨタ自動車東日本を総称して「応募予定株主」といいます。）が所有する当社普通株式の取得を目的として本公開買付けを実施いたします。

当社は、成長に向けた事業投資を行うとともに、株主の皆様への利益の還元を重視しており、企業価値の持続的な向上と株主還元の拡充を経営上重要な政策の一つとして位置付けております。当社では資本コストを意識した経営を行っており、安全性と効率性のバランスを確保した上で、積極的な株主還元を実行し、最適な資本構成を実現することで、資本コストの低減、企業価値の向上を図る方針としております。配当につきましては、単年度業績の影響を受けにくいDOE（注1）を株主還元指標として採用し、連結業績・資本効率・配当金額を総合的に勘案しながら、DOE3.0%以上を基準（2022年3月期におけるDOEは3.1%）として、長期安定的かつ継続的な配当を行っていきたいと考えており、2022年3月期には1株当たり165円の年間配当（中間配当80円、期末配当85円）を実施いたしました。当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除き、剰余金の配当を株主総会の決議によらず、取締役会の決議で行うことができる旨を定款に定めており、内部留保金につきましては、今後の事業成長を実現していくため、設備投資、研究開発、M&A等に有効活用するとともに、株主の皆様への還元のための自己株式取得を、資本構成や株価動向を考慮しながら機動的に実施することとしており、本日公表の本公開買付け及び自己株式の市場買付けについても、長期的な事業計画に基づき、目標資本構成・理論株価との比較から取得規模や時期を検討の上、決定しております。また、当社は、株主への一層の還元と資本効率の向上のため及び経営環境の変化などに対して機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これまでに当社は、機動的な資本政策遂行の一環として自己株式の取得を行っており、直近の取得においては、2021年7月30日開催の取締役会の決議に基づき、2021年8月2日から2022年1月25日までの期間に12,000,000株（取得当時の所有割合（注2）1.55%）を97,511,907,600円で、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における市場買付けの方法により取得しております。

（注1）DOEとは、「株主資本配当率（配当額÷株主資本）」を指します。

（注2）「取得当時の所有割合」とは、当社が2021年8月6日に提出した「第99期第1四半期報告書」に記載された2021年6月30日現在の発行済株式数（787,944,951株）から、当該四半期報告書に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数（12,580,302株）を控除した株式数（775,364,649株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。

かかる資本政策の基本的な方針を背景として、当社は様々な選択肢を検討しておりましたが、2022年6月上旬、大株主が所有する当社普通株式の一部を自己株式として当社が取得することであれば、当社普通株式の流動性を損ねることなく比較的短期間に相当規模の自己株式の取得が可能であるという観点より、当社の筆頭株主であるトヨタ自動車（本日現在の所有株式数:188,948,856株、所有割合（注3）:24.75%）、トヨタ車体（本日現在の所有株式数:592,646株、所有割合:0.08%）及びトヨタ自動車東日本（本日現在の所有株式数:432,671株、所有割合:0.06%）から、その所有する当社普通株式の一部又は全部を取得することを前提とした自己株式の取得について検討を開始いたしました。

(注3) 「所有割合」とは、当社が2022年6月21日に提出した「第99期有価証券報告書」に記載された2022年3月31日現在の発行済株式総数(787,944,951株)から、当該有価証券報告書に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数(24,582,996株)を控除した株式数(763,361,955株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下所有割合の計算において同じとします。)をいいます。

自己株式の具体的な取得方法に関しては、一定数の自己株式を取得することについて、株主間の平等性、取引の透明性及び市場における取引状況も踏まえ、当社の資本政策面の観点から十分に検討を重ねた結果、2022年6月上旬、公開買付けの方法により当社自己株式を取得することが適切であるとの考えに至りました。また、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考え、2022年6月上旬、本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日である2022年7月28日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値もしくは同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値の低い方に対して10%のディスカウントを行った価格で当社が公開買付けを実施した場合の応募について、応募予定株主に対して打診を行いました。なお、ディスカウント率については、2020年1月から2022年6月までに決済が完了した自己株式の公開買付けの事例(以下「参考事例」といいます。)30件のうち、プレミアムを設定した事例3件及び株式価値算定書を用いて公開買付け価格を決定した事例2件を除く事例25件(ディスカウント率5%(小数点以下第一位を四捨五入。以下ディスカウント率の計算において同じとします。)未満が1件、ディスカウント率5%以上10%未満が7件、ディスカウント率10%が15件、ディスカウント率11%以上が2件ありました。)において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、10%が一般的かつ合理的な水準と考え、決定いたしました。その結果、2022年6月下旬に応募予定株主より検討する旨の回答を得たことを踏まえ、2022年7月上旬、当社で更に検討を進めることを判断いたしました。そして、2022年7月中旬、応募予定株主より本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。応募予定株主から回答を得た、当社が本公開買付けを実施した場合に応募を予定する当社普通株式数は、トヨタ自動車が本日現在所有する当社普通株式の全てである188,948,856株(所有割合:24.75%)の一部である8,000,000株(所有割合:1.05%)、トヨタ車体が本日現在所有する当社普通株式の全てである592,646株(所有割合:0.08%)、トヨタ自動車東日本が本日現在所有する当社普通株式の全てである432,671株(所有割合:0.06%)であり、合計で9,025,317株(所有割合:1.18%)となります。

以上を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び本公開買付け価格を本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日である2022年7月28日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値7,381円(円未満を四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じとします。)に対して10%のディスカウントを行った価格である6,643円(円未満を四捨五入。以下、本公開買付け価格の計算において同じとします。)とすること並びに本公開買付けの実施後に東京証券取引所における市場買付けの方法により当社普通株式の取得を実施することを決議いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付け予定数については、応募予定株主以外の株主の皆様にも応募の機会を提供する観点から、応募予定株主が応募を予定する応募株式数合計9,025,317株から一定程度余裕をもった10,000,000株(所有割合:1.31%)を上限とすることといたしました。

なお、当社の取締役である豊田章男氏は、トヨタ自動車の取締役社長を兼務しており、本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除するため、本日開催の取締役会において、本公開買付けに関する議案の審議及び決議には一切参加しておらず、かつ、当社の立場においてトヨタ自動車との協議・交渉にも一切参加しておりません。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。なお、第99期有価証券報告書に記載された2022年3月31日現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び現金同等物。以下手元流動性の計算において同じとします。）は867,808百万円（手元流動性比率は1.9ヶ月）（注4）であり、本公開買付けの買付け等に要する資金（66,453百万円）に充当した後も、手元流動性は801,355百万円（手元流動性比率は1.7ヶ月）（注5）になると見込まれることから、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに、今後の事業から生み出されるキャッシュ・フローは、第99期有価証券報告書に記された2022年3月期の営業活動による連結キャッシュ・フロー395,637百万円の水準に照らして、一定程度蓄積されることが見込まれるため、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

（注4）第99期有価証券報告書に記載された2022年3月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性を、第99期有価証券報告書から計算される月商（通期連結売上高を12ヶ月で除した数）により除した値（小数点以下第二位を四捨五入）です。

（注5）第99期有価証券報告書に記載された2022年3月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性から本公開買付けにおいて買付け等に要する資金を減じた値を、第99期有価証券報告書から計算される月商（通期連結売上高を12ヶ月で除した数）により除した値（小数点以下第二位を四捨五入）です。

当社の長期的な事業計画に基づき、目標資本構成の達成に向けて、本公開買付け及び自己株式の市場買付けの取得価額を1,000億円とし、当社株価の変動を見込んで当該価額分を全て取得するため、当該価額分から一定程度余裕をもった取得株式数として、本公開買付け及び本公開買付け後に実施する市場買付けにおける自己株式の取得総枠は16,000,000株を予定しており、当該取得総枠から本公開買付けで取得した自己株式を差し引いた分を上限に市場買付けの方法により取得予定です。

また、本公開買付け及び本公開買付け実施後に市場買付けの方法により取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 買付け等の概要

（1）日程等

① 取締役会決議日	2022年7月29日（金曜日）
② 公開買付開始公告日	2022年8月1日（月曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	2022年8月1日（月曜日）
④ 買付け等の期間	2022年8月1日（月曜日）から 2022年8月29日（月曜日）まで（20営業日）

（2）買付け等の価格

普通株式1株につき、6,643円

（3）買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考え、2022年6月上旬、本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日である2022年7月28日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値もしくは同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値の低い方に対して10%のディスカウントを行った価格で当社が公開買付けを実施した場合の応募について、応募予定株主に対して打診を行いました。なお、ディスカウント率については、参考事例30件のうち、プレミアムを設定した事例3件及び株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例2件を除く事例25件（ディスカウント率5%未満が1件、ディスカウント率5%以上10%未満が7件、ディスカウント率10%が15件、ディスカウント率11%以上が2件ありました。）において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、10%が一般的かつ合理的な水準と考え、決定いたしました。その結果、2022年6月下旬に応募予定株主より検討する旨の回答を得たことを踏まえ、2022年7月上旬、当社で更に検討を進めることを判断いたしました。そして、2022年7月中旬、応募予定株主より本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。応募予定株主から回答を得た、当社が本公開買付けを実施した場合に応募を予定する当社普通株式数は、トヨタ自動車が本日現在所有する当社普通株式の全てである188,948,856株（所有割合:24.75%）の一部である8,000,000株（所有割合:1.05%）、トヨタ車体が本日現在所有する当社普通株式の全てである592,646株（所有割合:0.08%）、トヨタ自動車東日本が本日現在所有する当社普通株式の全てである432,671株（所有割合:0.06%）であり、合計で9,025,317株（所有割合:1.18%）となります。

以上を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び本公開買付価格を本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日である2022年7月28日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値7,381円に対して10%のディスカウントを行った価格である6,643円とすること並びに本公開買付けの実施後に東京証券取引所における市場買付けの方法により当社普通株式の取得を実施することを決議いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、応募予定株主以外の株主の皆様にも応募の機会を提供する観点から、応募予定株主が応募を予定する応募株式数合計9,025,317株から一定程度余裕をもった10,000,000株（所有割合:1.31%）を上限とすることといたしました。

なお、本公開買付価格である6,643円は、本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日である2022年7月28日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値7,631円から12.95%（小数点以下第三位を四捨五入）、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値7,381円から10.00%（小数点以下第三位を四捨五入）、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値7,524円から11.71%（小数点以下第三位を四捨五入）を、それぞれディスカウントした金額になります。

② 算定の経緯

本公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考え、2022年6月上旬、本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日である2022年7月28日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値もしくは同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値の低い方に対して10%のディスカウントを行った価格で当社が公開買付けを実施した場合の応募について、応募予定株主に対して打診を行いました。なお、ディスカウント率につい

ては、参考事例 30 件のうち、プレミアムを設定した事例 3 件及び株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例 2 件を除く事例 25 件（ディスカウント率 5%未満が 1 件、ディスカウント率 5%以上 10%未満が 7 件、ディスカウント率 10%が 15 件、ディスカウント率 11%以上が 2 件ありました。）において、ディスカウント率 10%が最多であったことを参考に、10%が一般的かつ合理的な水準と考え、決定いたしました。その結果、2022 年 6 月下旬に応募予定株主より検討する旨の回答を得たことを踏まえ、2022 年 7 月上旬、当社で更に検討を進めることを判断いたしました。そして、2022 年 7 月中旬、応募予定株主より本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。応募予定株主から回答を得た、当社が本公開買付けを実施した場合に応募を予定する当社普通株式数は、トヨタ自動車が本日現在所有する当社普通株式の全てである 188,948,856 株（所有割合:24.75%）の一部である 8,000,000 株（所有割合:1.05%）、トヨタ車体が本日現在所有する当社普通株式の全てである 592,646 株（所有割合:0.08%）、トヨタ自動車東日本が本日現在所有する当社普通株式の全てである 432,671 株（所有割合:0.06%）であり、合計で 9,025,317 株（所有割合:1.18%）となります。

以上を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び本公開買付価格を本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日である 2022 年 7 月 28 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値 7,381 円に対して 10%のディスカウントを行った価格である 6,643 円とすること並びに本公開買付けの実施後に東京証券取引所における市場買付けの方法により当社普通株式の取得を実施することを決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	10,000,000 株	一株	10,000,000 株

(注 1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数（10,000,000 株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数（10,000,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 条。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

66,453,300,000 円

(注) 買付予定数（10,000,000 株）を全て買付けた場合の買付代金（66,430,000,000 円）に、買付手数料及びその他費用（本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費、弁護士報酬、並びにその他諸費用）の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

② 決済の開始日

2022年9月21日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i). 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額の全てが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税 5%は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。）第 4 条の 6 の 2 第 37 項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ii). 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。
- ② 当社は、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、当社の筆頭株主であるトヨタ自動車よりその所有する当社普通株式 188,948,856 株の一部である 8,000,000 株（所有割合：1.05%）について、トヨタ車体よりその所有する当社普通株式の全てである 592,646 株（所有割合：0.08%）について、及びトヨタ自動車東日本よりその所有する当社普通株式の全てである 432,671 株（所有割合：0.06%）について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ております。また、当社は、トヨタ自動車より、本公開買付け後もトヨタ自動車が所有することとなる当社普通株式（トヨタ自動車が本公開買付けに応募の意向を示している株式（以下「トヨタ自動車応募意向株式」といいます。）全てが買付けられた場合は 180,948,856 株、所有割合 23.70%）については、本日時点において、引き続き所有する方針であるとの説明を受けております。なお、本公開買付けにおいてトヨタ自動車応募意向株式全てが買付けられた場合、トヨタ自動車の当社普通株式に対する議決権比率は 23.72%（小数点以下第三位を四捨五入）となり、引き続き当社の筆頭株主であります。
- ③ 当社は、本日付で「2023 年 3 月期第 1 四半期決算短信〔IFRS〕（連結）」を公表しております。当該公表内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けておりません。詳細につきましては、当該公表内容をご参照ください。
- ④ 当社は、本日付で「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。詳細につきましては、当該公表内容をご参照ください。

(ご参考) 2022 年 6 月 30 日時点の自己株式の所有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	763,375,664 株
自己株式数	24,569,287 株

以 上